

(6) 課税標準の特例に関する調

(千円)

区 分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額							
		法第702条第2項かっこ書							
		第9項（日本放送協会）	第10項（日本原子力研究開発機構）	第11項（登録有形文化財等）	第23項（農業・食品産業技術総合研究機構）	第24項（関西国際空港株式会社）	第26項（信用協同組合等）	第27項（水資源機構）	第29項（中部国際空港）
宅 地 等	宅 地	65,947,173	-	5,794,519	7,881,693	17,790,975	-	-	2,419,473
	その他	2,177,748	-	335	-	5,130	-	-	-
農 地		7	-	67	-	-	-	-	-
土 地 計		68,124,928	-	5,794,921	7,881,693	17,796,105	-	-	2,419,473
家 屋		38,772,228	8,457,584	4,391,911	28,712	-	106,511,883	-	97,438
合 計		106,897,156	8,457,584	10,186,832	7,910,405	17,796,105	106,511,883	-	2,516,911

(千円)

区分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額			法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額				
		法第702条第2項かっこ書			法附則第15条				
		第31項(社会保険診療報酬支払基金)	第32項(自動車安全運転センター)	第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	第1項(倉庫)	第9項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.3.31まで取得分))	第23項(並行在来線に係る譲受固定資産)	第26項(高齢者、障害者等の移動円滑化停車場建物等)	第30項(民間資金等の活用による公共施設等)
宅地等	宅地	-	-	-	-	26,244,749	-	-	-
	その他	-	198,144	-	-	-	2,368,615	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	198,144	-	-	26,244,749	2,368,615	-	-
家屋		-	37,522	-	3,906,920	453,412	230,081	656,282	2,281,982
合計		-	235,666	-	3,906,920	26,698,161	2,598,696	656,282	2,281,982

(千円)

区分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額							
		法 附 則 第 15 条							
		第31項(認定都市再生事業)	第33項(成田国際空港)	第34項(国立大学法人の校舎)	第35項(指定特定重要港湾に係る港湾施設)	第36項(都市鉄道施設等)	第38項(外貿埠頭公社の民営化会社に係る承継特例)	第40項(郵便事業・郵便局株式会社)	第41項(鉄道再構築事業)
宅地等	宅地	-	-	-	-	-	-	227,166,223	-
	その他	-	-	-	-	-	-	133,483	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	-	-	-	227,299,706	-
家屋		14,195,176	-	73,621	4,982	-	692,584	188,957,692	-
合計		14,195,176	-	73,621	4,982	-	692,584	416,257,398	-

(千円)

区分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						改正法の規定によるもの平成22年改正法附則第14条	
		法附則第15条		法附則第15条の2	法附則第15条の3			第3項	第4項
		第43項(重要無形文化財の公演施設)	第46項(指定会社等の特定用途港湾施設)	第2項(三島特例)(法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	第2項(旅客会社等に係る基盤整備事業)	旧法附則第15条第28項(大規模改良停車場建物等)	旧法附則第15条第36項(PFI公共荷さばき施設)
宅地等	宅地	18,230	-	34,463	4,532,287	14,894,588	-	-	-
	その他	-	-	3,072,017	80,107,332	108,787,993	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		18,230	-	3,106,480	84,639,619	123,682,581	-	-	-
家屋		3,321	-	9,388,942	3,353,047	10,255,213	362,705	4,126	-
合計		21,551	-	12,495,422	87,992,666	133,937,794	362,705	4,126	-

(千円)

区分		改正法の規定によるもの平成22年改正法附則第14条		改正法の規定によるもの平成21年改正法附則第11条			改正法の規定によるもの平成20年改正法附則第16条		
		第5項	第6項	第2項	第3項	第4項	第2項		
		旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	旧法附則第15条第54項 (鉄道再生事業)	旧法附則第15条第2項 (倉庫)	旧法附則第15条第45項 (地下駅火災対策施設)	旧法附則第15条第46項 (地下街等の洪水時避難施設)	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)
宅地等	宅地	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	-	-	-	-	-
家屋		1,073,242	-	7,587,292	24,461	-	118,150	-	-
合計		1,073,242	-	7,587,292	24,461	-	118,150	-	-

(千円)

区 分	改正法の規定によるもの平成20年改正法附則第16条		改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第8条		改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第11条		改正法の規定によるもの平成18年改正法附則第20条	
	第2項	第4項	第2項	第3項	第2項	第3項	第2項	第3項
	旧法第349条の3第28項(軽自動車検査協会)	旧法附則第15条第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1~H20.3.31まで取得分))	法第702条第2項かっこ書第30項(特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	法第702条第2項かっこ書第30項(特定信用協同組合等(合併分))	旧法附則第15条第2項(倉庫)	旧法附則第15条第53項(地下街等の洪水時避難施設)	旧法附則第15条第18項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.4.1~H18.3.31まで取得分))	旧法附則第15条第39項(大規模改良停車場建物等)
宅地等	宅地	-	-	-	-	-	4,527,000	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
農地	-	-	-	-	-	-	-	-
土地計	-	-	-	-	-	-	4,527,000	-
家屋	137,915	24,770	79,994,428	3,697,643	9,464,035	144,878	971,169	28,520
合計	137,915	24,770	79,994,428	3,697,643	9,464,035	144,878	5,498,169	28,520

(千円)

区分		改正法の規定によるもの平成17年改正法附則第10条			改正法の規定によるもの平成15年改正法附則第18条				改正法の規定によるもの平成10年改正法附則第13条第2項
		第4項	第5項	第6項	第3項				
		旧法第349条の3第39項(社会保険診療報酬支払基金)	旧法第349条の3第40項(自動車安全運転センター)	旧法附則第15条第3項(倉庫)	旧法第349条の3第28項(日本電気計器検定所)	旧法第349条の3第29項(日本消防検定協会)	旧法第349条の3第30項(小型船舶検査機構)	旧法第349条の3第31項(軽自動車検査協会)	
宅地等	宅地	-	-	-	-	-	-	-	11,966,886
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	-	-	-	-	11,966,886
家屋		1,966,042	-	1,717,051	434,462	-	328,551	1,277,445	1,013,779
合計		1,966,042	-	1,717,051	434,462	-	328,551	1,277,445	12,980,665

(千円)

区 分		改正法の規定によるもの平成7年改正法附則第12条					合 計
		第3項					
		旧法第349条の3第27項(農業・生物系特定産業事業研究機構)	旧法第349条の3第30項(日本電気計器検定所)	旧法第349条の3第31項(日本消防検定協会)	旧法第349条の3第32項(小型船舶検査機構)	旧法第349条の3第33項(軽自動車検査協会)	
宅 地 等	宅 地	-	-	-	-	-	389,218,260
	その他	-	-	-	-	-	196,850,797
農 地		-	-	-	-	-	74
土 地 計		-	-	-	-	-	586,069,130
家 屋		190,684	85,947	-	156,066	357,395	503,911,288
合 計		190,684	85,947	-	156,066	357,395	1,089,980,419